

監査公表第11号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、企画政策部に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成31年 3月29日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	中	村	淳
同	山	崎	法子

平成30年度企画政策部に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成31年 2月8日（金）

2 監査の対象

企画政策部

秘書広報課、ふるさと創生課（あそび・まなび・子ども広場）、市民協働課（男女共同参画室・市民活動支援室・男女共同参画センター）、原子力安全対策課（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われていると認められたが、次の事項については、引続き必要な措置を講じられたい。

（1）超過勤務手当の事務処理について

超過勤務処理簿及び実績報告書の誤った記載があり整合性が取れていないものがあつたため、実績を確認し、算出に遺漏のないよう留意していただきたい。

また、超過勤務の特に多い職員については、状況把握と健康管理に十分注意を払うとともに、過重労働とならないよう業務の配分に留意されたい。

（2）各種補助金について

交付団体からの関係書類の受付時には、補助金の目的に沿った使われ方をしていくか活動状況や記載内容を十分確認し、適正な補助金の支出及び団体事業の指導に努めていただきたい。

なお、補助の継続においては、より明確な補助基準のもと、活動団体を更に育成・支援する事業となるよう検討されたい。

（3）市民への情報提供について

広報誌、ホームページ等を通じて市の事業や行事等の周知を図っているが、市民が必要とする情報を、より分かりやすく、迅速かつ積極的に提供できるよう引き続き努めていただきたい。